

奈良市公告第104号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年4月26日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託
- (2) 業務場所 道の駅「針テラス」
- (3) 業務期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要 道の駅「針テラス」から排出される産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託 一式

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たす者であること。

- (1) 令和6年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公告日において、入札参加希望種目（第1～3希望）が「(W3)」として登録されている者。
- (2) 公告日以前において、過去2年以内に同等の契約実績がある者。
- (3) 市町村税を滞納していない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物収集運搬業（奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者。
- (9) 仕様書に記載する産業廃棄物全てにおいて、上記許可がある者。

(10) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合った処理設備を有する者。

3. 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。

(2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。

ア 日時

令和6年4月26日から令和6年5月22日までの（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

奈良市役所北棟2階 観光経済部観光戦略課

4. 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（様式1）により提出してください。

ア 提出期限 令和6年5月2日 午後5時まで

イ 提出場所 kankousenryaku@city.nara.lg.jp（奈良市観光経済部観光戦略課宛）

ウ 電子メールにより提出してください。持参、郵送及びファクシミリによるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年5月9日までに奈良市ホームページに掲載予定とします。

5. 入札の場所及び日時

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 入札室（中央棟3階）

令和6年5月23日 午後1時30分

6. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7. 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書（様式2）

イ 業務具体的計画書（様式3）

ウ 契約実績（様式4の1, 2）

エ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

オ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

カ 誓約書（様式5）

キ 中間処理場の所在地を管轄する地方公共団体への廃棄物の搬入についての事前協議等が必要な場合は承認書等の写し

（2）入札参加申請方法

令和6年4月26日から令和6年5月13日までの（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市観光経済部観光戦略課に（1）の書類を各1部郵送（13日必着）又は持参してください。なお、郵送の場合は必ず一般書留又は簡易書留で送付してください。

8. 入札参加資格の決定

（1）入札参加者の決定通知

令和6年5月15日までに入札参加申請者に通知します。

（2）入札参加者の決定通知後の入札参加停止

入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

9. 入札に関する事項

（1）入札の方法は持参入札とします。入札書（様式6）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、観光戦略課長宛てとし、①業務名 ②入札日 ③業者名（代理人名）を記載してください。

（2）代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式7）を提出してください。提出のない場合は、入札できないものとします。

（3）入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。

（4）入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめます。また、入札執行後においても落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。

（5）入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。

（6）入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者を持って落札者とします。落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。

（7）再度入札は1回実施します。

（8）再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1

項第8号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。

- (9) 入札は、収集運搬に係る費用、中間処理等に係る費用、回収容器に係る費用、計量契約書の作成に係る費用、産業廃棄物税等の当該業務に係る一切の諸経費を含めて積算した1 kg 当たりの処理単価で行います。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額は小数点3桁未満を切り捨てた小数点2桁までの金額とします。）を入札書に記載してください。

(10) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 委任状の提出がない代理人による入札
- ウ 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- エ 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- オ 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- カ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- キ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- ク 虚偽の申請を行った者の入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とします。

11. その他

- (1) 落札者は、契約実績を履行した事を証明できる書類を提出するものとする。
- (2) その他の詳細は、入札者心得による。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

12. 入札に関する問い合わせ先

奈良市役所 観光経済部 観光戦略課

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号（北棟2階）

電話：0742-34-5135

E-mail：kankousenryaku@city.nara.lg.jp